

宮城県市町村における東北地方太平洋沖地震動産被災資料の現状

—管理担当者への聞き取りから—

An Hearing Research of Present Situation on Cultural Artifacts in Miyagi Prefecture
damaged by the Great East Japan Earthquake

相澤桃子
Aizawa Momoko

1. 序論

(1) 研究背景

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以降、東日本大震災)は、東北地方を中心に日本の広い範囲で文化財等資料に被害をもたらし、損壊建物等の撤去に伴う資料の廃棄が懸念されたが、同年3月31日に文化庁が発表した東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(以降、文化財レスキュー事業)等の取り組みにより、国・地方の指定等の有無を問わず、資料の救出活動が行われた¹。文化財レスキュー収束後、文化庁の博物館補助事業である被災ミュージアム再興事業などを利用して整理や修復、保管、返却が行われ、資料の保管環境整備や安定化処理の確立なども課題として取り組まれた。そして、それら救出や保全における取組みの中、復興活動や地域再生の側面から救出された資料を活用することが提唱された²。

自然災害時における地域文化財の保全は、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震(以降、阪神・淡路大震災)の際に改めて認識されていたが、災害時に被災した地域歴史資料の保全のため開設されたボランティア団体である歴史資料ネットワーク(史料ネット)においても、地域において歴史資料を継承するために地域の住民の理解が必要不可欠であるとし、資料の活用が活動内容に含まれている。阪神・淡路大震災における被災資料の活用に関する取り組みは災害から十数年経過した後も確認することができる³。

また、近年の日本国内の文化財情勢において、計画的な文化芸術の活用の推進が盛り込まれた2017年の文化芸術基本法の改定⁴や、市町村における文化財の適切な保存と文化財を地域づくりに活かしていく方針を取り込んだ2019年4月施行予定の文化財保護法改定により、今後より地域における文化財等資料活用に対する注目がより一層高まっている⁵。

しかし、現状においては被災資料の管理、保管の経験や事例等に関する情報は少なく、被災資料の活用に対する課題を整理されていない。

今後被災資料を活用するためには、被災資料の現在の状態を把握し、処理の与える影響、保管環境との相互関係を明らかにする必要があると考える。

(2) 被災資料の安定化

被災資料、特に津波などの災害で被災した資料の懸念点は、含水又は塩分の吸湿によるカビの発生や錆の発生であり、処理技術の確立の中では、殺菌、脱塩及び乾燥が重要視された。安定化処理という資料内部に残留した塩類や汚泥あるいはカビや細菌などの残留物質を除去するために行う脱塩、洗浄、殺菌などの必要最小限の処置も研究者によって確立された⁷。

しかし、安定化処理は応急処理であり、その後の状態に対する観察が必須であることが指摘されている。安定化処理は震災発生から7年経過しても作業が続けられている。

(3) 研究目的

本研究では、被災資料の管理の現状を把握し、今後の被災資料の管理と活用における課題を抽出することを目的とする。

なお、本研究における活用とは、被災資料に対する物理的な影響を把握するため、資料の情報だけではなく、資料自体が利用されている状態と定義した。

(4) 研究方法と論文構成

研究方法は、管理現場における実情及び管理者の意識を把握するため、基礎自治体の文化財管理担当者への聞き取りと所蔵する資料の実見とした。

調査対象には、文化財レスキュー事業の救援対象のうち資料の返却等に一定の目途がついたことが報告された宮城県を選択し、宮城県内の15市町村(〈調査日順〉気仙沼市、石巻市、岩沼市、亘理町、大崎市、東松島市、南三陸町、涌谷町、多賀城市、利府町、栗原市、七ヶ浜町、村田町、女川町、名取市)で調査を行った。15市町村のうち4市町村が内陸部、11市町村が沿岸部に位置する。

聞き取り調査の主な項目は、①現在の保管環境、②2018年までの活用事例、③被災資料の活用方針の3つ

とした。調査では、活用とは資料が収蔵庫に保管されている以外の状態として聞き取りを行った。

論文の構成は、第2章から第4章に聞き取り調査の結果をまとめ、第5章を調査結果からの考察、第6章を結論とした。

2. 被災資料の保管環境

聞き取り調査および実見により、各市町村における現在の保管施設と資料の状態、劣化の有無、管理者が認識している課題について把握した。

(1) 被災資料の種類と処理

現在各市町村で保管されている被災資料の種類は、民俗資料、考古資料、自然史資料、文書や書籍などの紙資料、美術資料、掛軸、仏像、建築材など多岐にわたった。特に、民俗資料には農具や漁具だけではなく、食器やたんす、衣類などの生活用品、新聞や写真などの紙資料、人形等様々な素材の資料が含まれていたことが分かった。

資料の被害については、津波による水損、地震の揺れによる落下及び破損、建物倒壊の下敷き、雨漏りによる水の被害があった。また、元個人蔵の資料には、資料自体は被災していないが、所有者による管理ができなくなったため寄贈若しくは寄託された資料も含まれる。処理については、貴重とされた紙資料や考古資料のうち金属製品は脱塩処理が行われたが、多くの民俗資料については洗浄のみで、洗浄されていない資料も存在するということが分かった。

(2) 保管施設の種類

資料の保管施設の種類が、様々であることが分かった。保管施設について、博物館機能を持つ施設と博物館機能を持たない施設に分類した資料館及び歴史館、埋蔵文化財管理センター、図書館を博物館機能を持つ施設とし、仮設収蔵庫または建設時は学校や幼稚園、

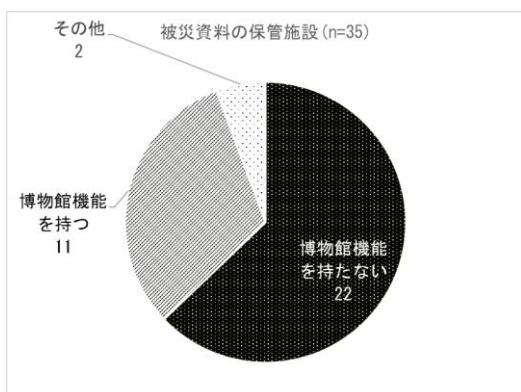


図1. 被災資料の保管施設分類

保育園、公民館、バス倉庫など別の用途で使用されていた施設を博物館機能を持たない施設とし、元々は別用途であるが資料館として10年以上利用されている施設はその他とした場合、15市町村のうち博物館機能を持つ施設が保有するのは半数以上の9市町村である。しかし、施設件数で考えた場合、計35件中に博物館機能を持つ施設は11施設のみであり、全体の31%であることが分かった。

博物館機能を持たない施設について、仮設収蔵庫は6件あり、6件全て2011年以降建設されていた。建設時別の用途で使用されていた施設について、学校や保育園について、建物の老朽化についての懸念が挙げられた。現在も温湿度や虫のデータの環境評価を定期的に計測して、他研究機関データを送付している市があることが分かった。



写真1. 村田町プレハブ収蔵庫写真^{注1}



写真2. 気仙沼市旧月立中学校(被災資料収蔵庫として利用)^{注2}

(3) 保管環境及び保管状態の変化

震災前後で保管施設が変化している資料または、保管状態が変化している資料が多くあることが分かった。元個人蔵の資料を省いた場合、全体の74%の施設の資料が震災の前後で保管場所を変えていた。さらに、保管施設が変わっただけでなく、資料の保管状態も震災の前後で変わった資料があり、震災時は展示されてい

たが現在は収蔵されている資料が9施設分あり、震災時は収蔵されていたが現在は展示されている資料が2施設分存在する。また、個人蔵から寄贈若しくは寄託され市町村の施設に収蔵となった資料を保管している市町村が8市町村である。元個人蔵資料が、現在保管されている施設において企画展などで展示資料として使用されることもある。なお、寄贈若しくは寄託された資料は主に民俗資料であった。

(4) 保管環境における資料の劣化の有無

15の市町村のうち資料の劣化が確認されているのは、3市町村のみであることがわかった。劣化の内容は、気仙沼市において、布製資料と木製資料、紙資料に湿っぽさがあること、木製資料について塩の付着があること、岩沼市において、たんすの一部が白っぽくなっていること、鉄製品から錆が発生していること、村田町では8ミリフィルムから酸系の臭気、酒造で使用されていた布から臭気、洋紙の劣化を確認していた。岩沼市の鉄製品から発生する錆については、都度、錆取りとオリーブ油塗布を行っていたが、気仙沼市と村田町では劣化に対しては現時点では未対応であった。なお、気仙沼市及び岩沼市は沿岸部、村田町は内陸部に位置する。

(5) 課題

管理における課題として、人員不足が複数挙げられた。人員不足には2通りあり、一つ目は専門員の不足、二つ目は、作業人員としての人手不足であった。

専門員の不足による弊害として、資料調査が進まないこと、ガスバリア袋による脱酸素剤封入方法が施された被災資料がについて開封時期の判断ができないことが挙げられた。

人手不足によって起こっている問題として、資料整理が終了していないこと、展示等の企画ができないことが挙げられた。

(6) 内陸部と沿岸部の比較

(i) 被害の種類

被災資料のうち津波による水損があったのは、沿岸部のみであり、確認できた沿岸部の施設7割に津波の被害があった。

(i) 保管施設の種類の種類

博物館機能を持つ施設の割合が、内陸部4市町村は約4割、沿岸部は約2割であった。

(ii) 保管環境及び保管状態の変化

元個人蔵の資料を除外し保管施設が変化した資料は内陸部4市町村において4.5割、沿岸部11市町村では7割であった。保管状態が収蔵から展示へ変化したのは、

内陸部、沿岸部それぞれ1施設分であり、展示から収蔵に変化したのは、内陸部では1施設分、沿岸部では8施設分であった。

寄贈若しくは寄託資料があるのは、内陸部4市町村のうち2市町村で50%、沿岸部11市町村のうち6市町村で54%の割合であった。

3. 被災資料の活用事例

聞き取り調査により、各市町村における被災資料の活用事例とその目的、活用による劣化の有無等について把握した。

(1) 活用の形態と種類

15市町村全てにおいてなんらかの形で被災資料の活用を行っていたことが分かった。

活用の形態を展示、学校対応、資料調査対応、公開修復、体験教室、施設内見学、他市町村への資料貸出の7つに分類したところ、活用件数計62件のうち展示が44件と最も多く、学校対応が9件、資料調査対応が5件、公開修復、体験教室、施設内見学、他市町村への資料貸出がそれぞれ1件であることが分かった。

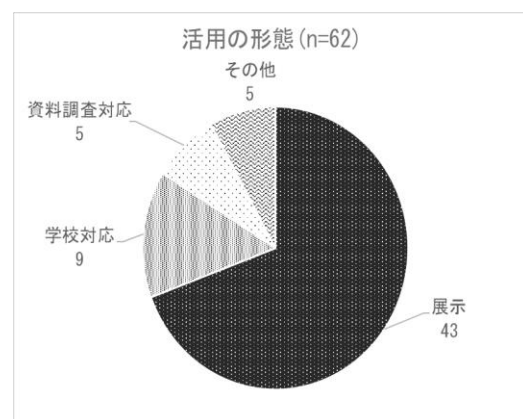


図2 活用の形態

活用形態として数が多い展示(常設展、企画展/特別展)と学校対応において、活用された資料の種類を民俗資料、文書、化石(自然史資料)、考古資料、その他に分類したところ、展示と学校対応合わせて民俗資料が活用されたケースが最も多いことが分かった。

表1. 活用に使用された資料の種類

活用形態	民俗資料	文書	化石	考古資料	その他	合計
常設展	5	1	2	2	5	15
企画展/特別展	11	6	1	2	10	30
学校対応	8	0	0	1	0	9
合計	24	7	3	5	15	54

(2) 活用の目的

被災資料を活用する際に被災したという情報の提示するかどうかについて、提示をしない活用がより多かったことが分かった。提示の有無について確認できた52件のうち「あり」が22件、「なし」が28件、「その他(展示室入口のキャプションのみもしくは、別室にて記載)」が2件であった。

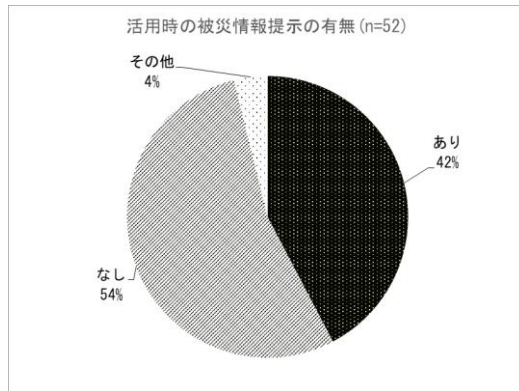


図3 活用時の被災情報提示の有無

そして、企画展若しくは特別展における被災情報の提示は、開催が同じく5件である2012年と2017年においては、2012年は5件全ての企画展若しくは特別展で被災情報を提示、2017年においては被災情報の提示は5件中1件のみであった。

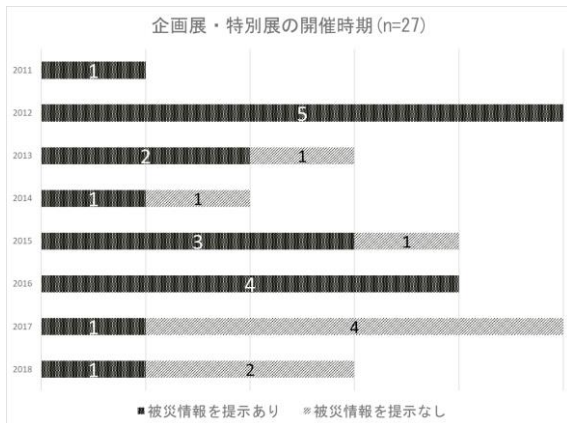


図4 企画展・特別展の開催時期と被災情報提示の有無

なお、被災資料の活用の目的について、活用時のメインの目的として文化財レスキュー事業の紹介や救出された資料の紹介より、被災した情報を提示せず主に地域の文化財として紹介するケースが多かった。

(3) 活用に伴う資料の劣化の有無

一つの自治体において、学校団体による民俗資料の体験時に使用する洗濯板のすり減りは確認されているが、管理者のよると想定範囲内として問題として認

識していないということだった。このケースを除外した場合、15市町村全てにおいて、活用をしたことによる資料の劣化は確認されていなかった。資料の選択について、確認ができた6市町村において、管理担当者が実物の状態を目視で確認し、状態が安定している資料を使用していた。岩沼市においては、資料の活用履歴についても記録を取っていた。

(4) 内陸部と沿岸部の比較

(i) 活用の形態と種類

内陸部4市町村において、活用件数は22件のうち、形態は展示18件、学校対応3件、資料調査対応1件であった。沿岸部11市町村における活用件数は40件で、展示26件、学校対応6件、資料調査対応4件、公開修復、体験教室、施設内見学、他市町村への資料貸出がそれぞれ1件であった。活用された資料の種類は、内陸部と沿岸部ともに民俗資料が多かったが、自然史資料の活用は沿岸部のみであった。

(ii) 活用の目的

内陸部4市町村において、被災情報の提示について確認ができた20件のうち9件で被災情報の提示があり45%の割合であった。沿岸部11市町村における被災情報の提示は、確認ができた34件中13件で行っており、38%であった。

4. 被災資料の活用方針

聞き取り調査により、各市町村における被災資料の今後の活用計画の有無と課題等について把握した。

(1) 活用計画の有無

13の市町村において、活用への意欲があることが分かった。意欲が示されたかった2自治体においては、インフラなどの復興が収束していないこと、展示活用を行う施設が地域内に存在しないことが理由として挙げられた。そして、意欲がある13市町村においても、被災資料の具体的な活用計画がほとんどないことが分かった。15市町村のうち、震災後新規の活用計画があり実施が決定しているのが1自治体のみである。寄贈若しくは寄託資料を有効に思料することや、博物館機能を持つ市町村における常設展や企画展での資料の活用の継続、学校対応を行っている市町村における対応の継続の意思は確認できたが、具体的な展示案が確認できたのは1市のみであった。具体的な活用計画がない理由として、挙げられたのが展示場所の確保ができない、文化財関連予算の低さ、資料調査の未実施などが挙げられた。

(2) 活用の目的

調査により、8割の管理担当者は、被災資料としての展示よりは、地域の文化財を伝える展示の活用を行いたいと考えていることが分かった。被災情報の提示について今後必要だと考えているのは、活用への意向を示した13市町村のうち2自治体のみであり、今後活用する際は、地域の文化財として公開することが目的となり、節目など以外で被災情報の提示を行う必要性はないと考えているという意見が多かった。

また、泥をかぶったままであるなど被災した状態で被災資料を保管している市町村は2自治体あり、被災資料としての活用も考えているということであったが、その2市においても基本的な活用の目的は地域の文化財を伝えることであった。

(3) 内陸部と沿岸部の比較

活用の新規計画があるのは内陸部の1市であり、また活用への検討ができていない、活用場所がないという懸念が示されたのは沿岸部の4市町村であるなど、計画段階における進捗の差が内陸部と沿岸部で確認することができた。しかし、被災情報の展示を行うかどうかについては全体においてメインの情報として被災情報の提示を行わないという意見が多く、内陸部と沿岸部において差は見られなかった。

5. 考察

(1) 被災資料の保管環境について

文化財等資料にとって、環境が大きく変わることは資料に負荷を与えることになる。東日本大震災においては、被災した資料の数が多かったこと、また資料保管施設自体が被災したことなどを要因として、資料の多くは複数の場所に移動し、それに伴う環境変化を経験した。また、津波により水損した資料が多くなじんでいない場所に移動させる負荷が懸念されるが、今回の調査によって、震災から7年たった現在で資料の劣化が確認されているのは、3市でのみであったことが分かった。劣化が少ないことへの要因を明らかにすることが必要であると考え、考察を行った。

劣化が少ないことの要因として、保管施設の室内環境が震災以前より良くなっていることを考える。その理由として専門家による保存環境の指導があることが挙げられる。増えた資料を保存するために仮設収蔵庫の建設や、元々別の機能を持った施設の転用などが行われ、博物館施設ではないところで安定的な保管を行うための環境整備などが震災以降の課題として、取り組まれている現状がある。

宮城県被災文化財等保全連絡会議の事業の一環として、東北歴史博物館により保存環境構築支援に行われており、県内各地の被災資料保管施設について、現地で収蔵環境調査や虫害処置、資料の状態調査を行っている。対象は南三陸町、岩沼市、石巻市、涌谷町、村田町、亘理町とされ、2017年も一部で継続していることが報告されている⁸。また、気仙沼市についても、国立民族学博物館によって旧日立中学校の環境改善が2012年から2016年まで行われている⁹。

(2) 被災資料の今後の活用について

本研究の調査によって、調査対象の各市町村において1件以上の活用事例があること、また今後の活用に対する意識があることが分かった。しかし、具体的な計画はないことから、今後どのような活用が行われるかについて、調査で得た結果より推察を行い、管理における問題点を鑑みた上で、現時点における課題を考える。

調査の結果より、現在までに行われてきた活用から活用形態として展示が多いことが分かった。そして、活用された資料の種類として、民俗資料が多いことが明らかとなった。民俗資料が多いことについては、東日本大震災において、資料の寄贈若しくは寄託が多くあったことを要因の一つとして考える。これらの結果から今後民俗資料の活用が行われることを推察する。

しかし、多くの民俗資料は複数の素材でできており、保管に必要な資料であり、現状において、布製品の劣化が確認できているのみであるが、洗浄していない資料があること及び環境整備されていない保管施設があることとのギャップについてさらに考察する必要があると考える。また、民俗資料の価値のつけ方として、他の文化財とは異なりあり個々ではなく群により価値を見出すことができ、また生活に身近なため価値づけが難しいことが指摘されている。今後被災情報がない場合に資料の価値を地域に伝え、どのように継承していくかが課題になると捉える。

(3) 内陸部と沿岸部の違いについて

本研究では、調査対象地の15市町村のうち4市町村が内陸部、11市町村が沿岸部であった。調査結果から内陸部と沿岸部における共通点及び相違点について考察を行い、劣化や活用への課題を考える。

内陸部と沿岸部においては、被災規模と博物館機能を持つ施設の保有数に違いがみられた。内陸部において博物館機能を持つ施設は約4割に渡るが、沿岸部においては約2割のみ、保管施設自体が被害を受けたことが現在も影響をしている。しかし、寄贈若しくは寄

託資料を保有する市町村の割合はほぼ同数で新たに市町村が管理することになった資料が増えたことについて特に差はない。活用においては、ともに展示、民俗資料の活用が多く、また活用の目的についても被災情報を提示しない活用が提示する活用より多いことが共通点として挙げられる。さらに、今後の活用において、活用への意向に内陸部と沿岸部との差はなく、また、被災資料としての活用が減っていくことも共通点として挙げられる。

以上のことから、震災後初期の段階においては、被害規模により、保管施設の状態の違いは見られたが、今後、内陸部と沿岸部で活用において大きな違いはないと推察する。違いがなくなった理由について、災害後の支援や予算の割り振りにおいて、沿岸部が優先され7年たった現在差がなくなったことが予測でき、具体的な支援数などを把握することで明らかにできると捉える。

6. 結論

本研究では、被災資料の管理の現状を把握し、今後の被災資料の管理と活用における課題を抽出することを目的とし、聞き取り調査と実見を行った。

調査から、多くの資料の保管場所や保管状態が震災前後で変化しているにもかかわらず、資料の劣化が少ないことが分かった。震災発生後の環境整備や専門家による指導から、保管環境が震災以前より良くなったことを考察した。

また、今後の活用において民俗資料の活用が行われることを結果から推察した。民俗資料の保管環境と価値づけが今後の課題であると捉えた。

謝辞

本研究では、聞き取り調査を行うにあたり、気仙沼市、石巻市、岩沼市、亘理町、大崎市、東松島市、南三陸町、涌谷町、多賀城市、利府町、栗原市、七ヶ浜町、村田町、女川町、名取市(調査日順)の文化財担当者に多大なご協力をいただき、執筆をすることができた。ここに感謝の意を表する。

参考文献

注1) 宮城県被災文化財等保全連絡会議活動報告書(2017)p.31より引用

注2) 日高真吾: 大規模災害時における文化財レスキュー事業に関する一考察-東日本大震災の活動から振り返る-, 国立民族学博物館研究報告(40)1、p.28、2015より引用

- 1) 目時和哉: 第2章 被災資料の救援活動、安定化処理〜大津波被災文化財保存修復技術連携プロジェクト〜、p.32、2014
- 2) 加藤幸治: 復興キュレーション: 語りのオーナーシップで作る伝える“くじらまち”(キオクのヒキダシ:2)、社会評論社、254p、2017
- 日高真吾: 大規模災害時における文化財レスキュー事業に関する一考察-東日本大震災の活動から振り返る-, 国立民族学博物館研究報告(40)1、pp.1-52、2015
- 3) 杉本弘幸: 災害展示の現状と課題-人と防災未来センター資料室の事例から-, 全国科学博物館協議会第25回研究発表大会、<http://jcsn.jp/wp-content/uploads/presentation/25case12.pdf>、2018
- 4) 文化庁: 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 概要 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/pdf/kihonho_gaiyo.pdf、(参照 2019-01-29)
- 5) 文化庁: 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/r1402097_01.pdf、(参照 2019-01-10)
- 6) 宮城県教育委員会: 二年目を迎えた文化財レスキュー、宮城考古学(15)、pp.3-6、2013
- 7) 津波により被災した文化財の保存修復技術の構築と専門機関の連携に関するプロジェクト実行委員会編: 安定化処理〜大津波被災文化財保存修復技術連携プロジェクト〜、255p、2014
- 8) 及川規: 活動報告 28 東北歴史博物館宮城県被災文化財等保全連絡会議活動報告書、宮城県被災文化財等保全連絡会議事務局(東北歴史博物館)編 p.52-53、2017
- 9) 和高智美 et al: 学校を利用した収蔵施設の維持管理に関する一考察-宮城県気仙沼市旧月立中学校収蔵施設の事例から、日本文化財学会第34回大会研究発表要旨集、山形、p.326-327、2017